平成２４年（フ）第３２１号
群馬県前橋市古市町１丁目４番地10
破産者　株式会社サンプラグレス
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３２２号
群馬県前橋市大友町２丁目27―１　前橋ダイヤモンドマンション201号室、住民票上の住所群馬県前橋市元総社町２丁目２番地９907号
破産者　新井　欣樹
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４９７号
相模原市南区南台５丁目12番７号
破産者　株式会社光建設
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１６７８号
名古屋市天白区高島１丁目2101番地
破産者　株式会社レビタン
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７１号
三重県桑名市多度町南之郷648番地
破産者　有限会社共立コーポレーション
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２２７号
三重県四日市市大字東阿倉川64番地10　ラ・リミュエール103、前住所三重県四日市市松寺２丁目２番28号　ぺんぎんホームズ107号室
破産者　佐加伊　宏
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第３９３４号
大阪府門真市末広町16―15―102号
破産者　有限会社伸高建設
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０２９号
大阪市中央区上本町西１丁目２番14号
破産者　有限会社サムネット
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１２２号
大阪府東大阪市角田３丁目２番８号
破産者　株式会社大東技研
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１７１号
大阪市中央区谷町８丁目１番43―1403号
破産者　株式会社ワールド・ワン・ネットワーク
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１７９号
大阪府東大阪市御厨中１丁目18番40号
破産者　有限会社藤正設備
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２９４号
大阪府吹田市垂水町２丁目１番406号
破産者　有限会社ラフレシア
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３１０号
大阪府枚方市牧野阪１丁目20番11号
破産者　有限会社ノーティー
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３７３号
大阪府八尾市老原５丁目126番地の２
破産者　有限会社ヴィーガ
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２０２号
大阪府松原市上田６丁目244番地の１
破産者　株式会社大栄製作所
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２３１号
堺市北区奥本町１丁171番地２
破産者　株式会社ＤＥＫＯ
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６号
兵庫県高砂市曽根町2743番地の16
破産者　川上興機株式会社
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１４１号
北海道虻田郡洞爺湖町泉48番地８
破産者　株式会社セチ・アージュ
1　決定年月日　平成25年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第４２７号
茨城県鉾田市鉾田619番地４
破産者　有限会社ハリカ鉾田店
1　決定年月日　平成25年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４５８号
茨城県那珂市菅谷4520番地41
破産者　有限会社宮内通信
1　決定年月日　平成25年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第６２０号
東京都東久留米市野火止３丁目４番４―103号
破産者　福村　陵子
1　決定年月日　平成25年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３号
静岡市清水区銀座13―15　ＰＡＬ　ＣＩＴＹ　ＣＯＵＲＴ204号室、旧住所静岡市駿河区下島370番地の１
破産者　亡増田敦子相続財産
1　決定年月日　平成25年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部